

社会福祉法人 玉水学園 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉水学園（以下「法人」という。）の定款第21条及び定款第8条に基づき評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務追行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の追行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国及び地方公共団体の職と兼職する評議員又は地位のみに基づいての報酬は、支給しない。

2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表第3に定める年額総額の範囲内で支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。また、施設の職員を兼務する者には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用弁償を行う。

2 費用弁償は交通費・宿泊費・食事代とし、実費と同額とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）
評議員	20,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）	年間総額（合計）
理事	20,000円	1,500,000円
監事	20,000円	500,000円